平成２７年（フ）第１６２号
福井県越前市家久町第74号44番地の１　ヴィレッジ家久202
破産者　川口　美香（旧姓大村）
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８３６号
愛知県春日井市八光町５丁目22番地
破産者　奥野　昌三
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８５０号
愛知県知多郡武豊町字塩田181番地14
破産者　あさひだるま阿久比店こと　鳥居　壽
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１７号
名古屋市名東区一社４丁目142番地の１　音羽壱番館ＩＳＳＨＡ502号、従前の住所愛知県長久手市岩作平子34番地１　レジデンス千代萬１Ｆ
破産者　開成学院こと　岸　　邦男
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４号
神戸市垂水区舞子台６丁目10番13―107号、従前の住所神戸市長田区大橋町５丁目２番１―1001号
破産者　森下　要介
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５号
神戸市垂水区舞子台６丁目10番13―107号、従前の住所神戸市長田区大橋町５丁目２番１―1001号
破産者　森下眞由美
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２２号
神戸市東灘区住吉東町１丁目３番25号105号
破産者　玉木　俊之
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８５号
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目16番20号、開始決定時の住所兵庫県高砂市北浜町牛谷458番地の４
破産者　梶原　正行
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５８１号
広島市佐伯区八幡東２丁目15番22号
破産者　加藤　孝徳
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３号
沖縄県那覇市上之屋１丁目１番10号　沖ハウス402
破産者　親川　憲義
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７２号
北海道登別市片倉町２丁目15番地１
破産者　浪岡由美香
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
宮城県柴田郡村田町大字村田字末広町23番地
破産者　高橋　孝幸
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第３０２号
茨城県ひたちなか市表町２番４号
破産者　小池　陽太
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４７号
富山県南砺市安居50番地３、開始決定時の住所富山県砺波市太郎丸422番地１
破産者　嶋田　　晋
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第４９号
長野県埴科郡坂城町大字中之条71番地１　ベルグランデＴ102号
破産者　神田　孝久（旧姓前田）
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１５７号
静岡県浜松市中区佐藤２丁目７番５号
破産者　鈴木　正久
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
静岡県浜松市南区石原町157番地　サンウィスタリア101号室
破産者　中澤　栄二
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
静岡県浜松市中区中沢町78番９―201号　イトーピア中沢グリーンアベニュー
破産者　小田嶋早苗
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
静岡県浜松市東区大瀬町350番地の132
破産者　福原美智子
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係